

このたび、私ども 7 学会および社会調査士資格認定機構では、日本社会学会を世話学会として、住民基本台帳および選挙人名簿の閲覧問題に関しまして、同封のような要望書を作成いたしました。「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」の検討にあたっては、是非とも本要望書の趣旨をご理解くださり、ご高配くださいますようお願い申し上げます。

送付資料

住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する要望書
社会調査倫理綱領

問い合わせ先 長谷川公一

日本社会学会庶務理事、東北大学大学院教授
〒980-8576 仙台市青葉区川内
東北大学大学院文学研究科社会学研究室
電話・FAX:022-795-6032
k-hase@sal.tohoku.ac.jp

日本社会学会事務局
〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1
東京大学文学部社会学研究室内
TEL:03-5841-8933 FAX:03-5841-8932
jss@wwwsoc.nii.ac.jp

「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」御中

住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する要望書

このほど貴会が、住民基本台帳および選挙人名簿抄本の閲覧制度のあり方について検討を開始されたとうかがっております。個人情報保護法の施行をふまえ、住民基本台帳の公開制度を悪用する事件を防ぎ、住民のプライバシー保護意識の変化に沿った新たな閲覧制度のあり方を検討されるにあたって、私どもは、これまで住民基本台帳および選挙人名簿抄本を科学的な統計調査目的で利用してきた立場から、以下の点を要望いたします。

住民基本台帳および選挙人名簿抄本は、世論調査をはじめ、「社会調査」と呼ばれる統計学にもとづく計量的な調査を行うときの最も基本的なベースとなっており、この台帳の存在を抜きに、科学的な調査研究を行うことは、きわめて困難です。わが国の統計調査の精度が、国際的に最も高い評価を得ている理由は、このような正確な住民基本台帳もしくは選挙人名簿抄本からのランダム・サンプリングが基礎になっていることにあります。

もし住民基本台帳および選挙人名簿抄本が使用できなくなるとすれば、わが国において精度の高い統計的資料を収集することは困難になり、実証的な調査研究を重要な研究手段の一つとする人文・社会科学系の学界は、多大の制約を受けることにならざるをえません。

正確な統計的資料の収集・利用が困難になるということは、たんに学界のみならず、行政、産業、マスコミなどの各界に対しても深刻な影響を及ぼすことになり、政策決定、経済運営の面からみても、甚大な損失をもたらす結果になることは明らかです。

一部の悪質な行為を防止しようとする結果が、住民基本台帳および選挙人名簿抄本の全面的な非公開につながることを、私たちは強く懸念しております。

もとより、科学的な調査研究の遂行に際しても、プライバシーの保護に厳正な配慮がなされなければならないことは申すまでもありません。この点に関しましては、研究者も、従来、最も重要な職業倫理として、自己規制に努めてまいりましたし、調査対象者のプライバシーの保護を最大限尊重し、調査対象者との信頼関係の構築・維持に努めるべきことを教育・指導してまいりました。このことにつきましては、研究者個々人だけでなく、本件に関連する諸学会も、その重要性を認識した活動を展開してきました。たとえば、日本

社会学会・日本教育社会学会・日本行動計量学会は、2003年に「社会調査士資格認定機構」を設立し、大学・大学院等における社会調査教育の向上をはかり、科学的な調査の知識と技能をもつ人材の供給、実務に携わる者に対する研修・啓発活動を開始しております。同機構は、社会調査の全過程において遵守すべき基本原則と理念に関して「社会調査倫理綱領」（添付資料）を定めております。

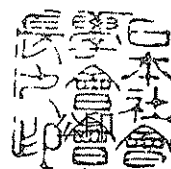
私たちといたしましても、関連分野の学生に対する教育を含めて、住民基本台帳および選挙人名簿抄本に基づく調査研究においてプライバシーの保護が遵守されるよう、今後とも一層の努力を尽す所存であります。調査から得られた学術的な成果の社会的な還元になお一層努めてまいります。

以上申し上げました事由に鑑み、私たちは、住民基本台帳および選挙人名簿抄本の閲覧制度の見直しにあたっては、科学的な統計調査の意義を尊重し、一律的な全面非公開につながるような改正は絶対に避けて頂きたいと要望する次第です。これは、単に学問のためだけではなく、行政、経済も含めた社会全体の利益を守り、民主的な社会を維持していくために、是非とも必要な処置であると信じるからです。

2005年6月17日

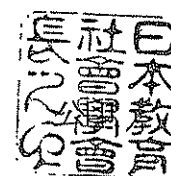
日本社会学会

会長 細谷 昂



日本教育社会学会

会長 有本 章



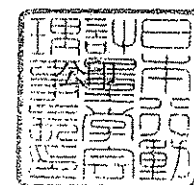
日本グループ・ダイナミックス学会

会長 山口 勸



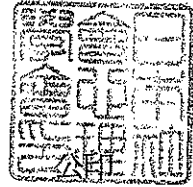
日本行動計量学会

理事長 杉山 明子



日本社会心理学会

会長 大坊 郁夫



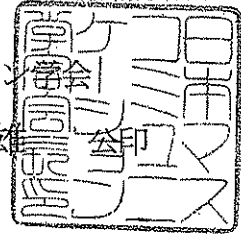
日本都市社会学会

会長 松本 康



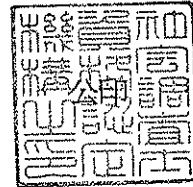
日本マス・コミュニケーション学会

会長 有山 輝雄



社会調査士資格認定機構

機構長 塩原 勉



社会調査倫理綱領

〔策定の趣旨と目的〕

社会調査士資格認定機構は発足にあたって、企画から実施、結果の報告に至る社会調査の全過程において依拠すべき基本原則と理念を定め、これを「社会調査倫理綱領」として社会的に宣言する。

本綱領は、当機構が資格を認定する社会調査士・専門社会調査士のみならず、ひろく社会調査に従事する者（以下、「調査者」と述べる。調査員を含む）が、また社会調査に関する研究・教育にあたる者が、社会調査の目的と手法のいかなを問わず、心がけるべき倫理綱領である。調査者は、調査対象者および社会の信頼に応えるために、本綱領を十分に認識・遵守し、社会調査を公正かつ客観的に実施しなければならない。社会調査は、調査対象者の協力があってはじめて成立することを自覚し、調査対象者の立場を尊重しなければならない。また社会調査について教育・指導する際には、本綱領にもとづいて、社会調査における倫理的な問題について十分配慮し、調査員や学習者に注意を促さなければならない。

社会調査士資格認定機構は、機構内に社会調査倫理委員会を置き、本綱領の解釈及び社会調査を企画・実施するにあたって予測されうる特定の問題に対してどのように対処すべきかなどに関する質問・相談に対応するとともに、本綱領にもとづいて、社会調査に関するさまざまな相談や苦情の受けつけなどにあたる。

学術的な研究は本来創造的な行為であるとして、学問研究・表現の自由という観点から、本綱領の諸規定を調査・研究上の過剰な制約や桎梏と受け止めるむきもあるやもしれない。本綱領は、学問研究・表現の自由を阻害することを意図するものではない。いかに高邁な研究目的であろうとも、研究者の社会的責任と倫理、調査対象者の人権やプライバシーの保護、被りうる不利益への十二分な配慮などの基本的原則を忘れては、調査対象者の信頼および社会的理解を得ることはできない。とくに通常とは異なる調査手法を導入する場合には、採用した調査手法の特質とその必然性、起こりうる社会的影響について調査者は自覚的でなければならない。本綱領の各規定それぞれは、調査者への自覚の要請でもある。社会調査の発展と質的向上、社会調査にもとづく創造的な研究の一層の進展のためにも、本綱領は社会的に要請され、必要とされている。

第 1 条 社会調査は、常に科学的な手続きにのっとり、客観的に実施されなければならない。調査者は、絶えず調査技術や作業の水準の向上に努めなければならない。

第 2 条 社会調査は、実施する国々の国内法規及び国際的諸法規を遵守して実施されなければならない。調査者は、故意、不注意にかかわらず社会調査に対する社会の信頼を損なうようないかなる行為もしてはならない。

第 3 条 調査対象者の協力は、自由意志によるものでなければならない。調査者は、調査対象者に協力を求める際、この点について誤解を招くようなことがあってはならない。

第 4 条 調査者は、調査対象者から求められた場合、調査データの提供先と使用目的を知らせなければならない。調査者は、当初の調査目的の趣旨に合致した 2 次分析や社会調

査のアーカイブ・データとして利用される場合および教育研究機関で教育的な目的で利用される場合を除いて、調査データが当該社会調査以外の目的には使用されないことを保証しなければならない。

第5条 調査対象者が求めた場合には、調査員は調査員としての身元を明らかにしなければならない。

第6条 調査者は、調査対象者のプライバシーの保護を最大限尊重し、調査対象者との信頼関係の構築・維持に努めなければならない。社会調査に協力したことによって調査対象者が不利益を被ることがないように、適切な予防策を講じなければならない。

第7条 調査者は、調査対象者をその性別・年齢・出自・人種・エスニシティ・障害の有無などによって差別的に取り扱ってはならない。調査票や報告書などに差別的な表現が含まれないよう注意しなければならない。調査者は、調査の過程において、調査対象者および調査員を不快にするような性的な言動や行動がなされないよう十分配慮しなければならない。

第8条 調査対象者が年少者である場合には、調査者は特にその人権について配慮しなければならない。調査対象者が満15歳以下である場合には、まず保護者もしくは学校長などの責任ある成人の承諾を得なければならない。

第9条 記録機材を用いる場合には、原則として調査対象者に調査の前または後に、調査の目的および記録機材を使用することを知らせなければならない。調査対象者から要請があった場合には、当該部分の記録を破棄または削除しなければならない。

第10条 調査者は、調査記録を安全に管理しなければならない。とくに調査票原票・標本リスト・記録媒体は厳重に管理しなければならない。

付則

- (1) 本綱領は2003年11月29日より施行する。
- (2) 本綱領の変更は、社会調査士資格認定機構理事会の議を経ることを要する。

参考資料1 社会調査士資格認定機構によせられた情報

2005年6月15日

社会調査士資格認定機構事務局

・学術目的であれ、選挙人名簿、住民基本台帳の閲覧を拒否する自治体が出ている。特に住民基本台帳の閲覧を拒否する自治体が出はじめている。

・県内で足並みを揃えて、複数の市町村で閲覧を拒否するように取り決めをしている自治体もあらわれはじめている。全国調査において特定の都道府県が完全に対象から外れてしまう危険性があり、そうなれば、調査の代表性は著しく損なわれることになる。

・選挙人名簿は、選挙・政治に直接関わる調査の場合にしか閲覧を認めない自治体がある。一部の調査項目が関わっているという程度では認められず、調査全体が選挙・政治に直接関わっていないなければ拒否されることがある。

・抽出が行いにくいように名簿の並び順を変更する自治体が増えている。これまでには、地番順に並べられた名簿が多く、地番順の名簿は抽出が容易だった。しかし近年は逆に地番順の名簿が減る傾向にあり、氏名の50音順に並べ替えられた名簿が増え始め、生年月日順の名簿もあらわれている。中には市内全域で氏名の50音順に並べている自治体もある。その場合には特定の調査区（中学校区などの投票区）ごとに対象者を抽出することは実質的に不可能になる。

・住民基本台帳の閲覧費用を値上げする自治体が増えている。また、閲覧の所要時間で料金を取る自治体も増えている。時間制の場合、抽出が困難な50音順などの並び順の台帳においては、抽出に時間がかかり、閲覧に要する費用も膨大となる。

・抽出のための閲覧自体は認めるが、訪問のための最小限の情報(氏名、住所)しか書き写すことを認めず、性別、生年月日を書き写すことは認めない、という自治体もあらわれはじめている。性別、生年月日(年齢)という基本情報が把握できない場合、抽出が適切な代表性を持つかどうかを確認することができない。また、調査実施時の本人確認にも支障がある。

RDD (Random Digit Dialing) 法を用いた 世論調査・学術調査の手順と問題点

2005年6月15日

日本社会学会会長
細谷 昂

近年、経費節減などの理由から、日本でも、マスメディアの世論調査などではRDD法を用いる場合が増えている。ただし以下のような大きな問題があり、科学性において住民基本台帳ないし選挙人名簿をサンプリング台帳とする標本調査にはとうてい及ばない。

手 順

- (1) コンピュータを用いて電話番号をランダムに発生させる。
- (2) その番号に電話を掛け、実際に電話とつながっており、かつ一般世帯であるときに協力依頼を行う。
- (3) その世帯に該当者（たとえば有権者である人など）が複数存在するときには、その場で1人をランダムに選び、あらためて協力を依頼する。
- (4) 調査を行う。

問題点

- (1) 抽出対象が固定式電話の加入世帯に限定されるため、厳密な意味で全世帯や全有権者を母集団とする調査を実施することは不可能である。また、実際に電話してみないと標本が確定しない。
- (2) 移動式電話への移行が進んでおり、とくに若い単身世帯では固定式電話をもたない場合が増えている。そのため、若年の単身者が調査対象者に含まれにくくなり、ますます全世帯や全有権者との乖離が大きくなりつつある。このことは、人々に歪んだ世論や社会の情報を与えることになる（RDD法による世論調査にもとづく選挙予測では、高齢の保守層の意見が強く出る傾向があり、選挙結果との乖離が生じる一因となっている）。
- (3) 調査方法が電話調査にほぼ限定され、RDD法によって抽出された世帯や個人に対して、訪問面接調査（調査場면을厳密にコントロールした意識調査や複雑な内容の調査）を実施することが困難である。これによって、学術研究とりわけ社会科学研究の発展が大きく阻害されることになる。

参考資料3 ヒアリング項目への回答

2005年6月30日

日本都市社会学会会長 松本康

Q：住民基本台帳、選挙人名簿の閲覧により取得した個人情報をどのように利用していますか。

A：母集団（たとえば〇〇市の市民）から無作為に（誰にとっても当たる確率が等しくなるように）標本を抽出するために、台帳もしくは選挙人名簿を利用しています。

取得した情報の用途は、

1) 個別面接調査*や留め置き調査†の場合

- ①調査依頼葉書の発送
- ②調査員の訪問
- ③調査後のお礼状の発送

...に利用しています。

2) 郵送調査‡の場合

- ①調査依頼葉書の発送
- ②調査票の発送
- ③お礼状兼督促状の発送

...に利用しています。郵送調査の場合には、原則として匿名で回答していただくように依頼していますので、調査票から個人を特定することはできません。

3) そのほか、調査対象者に調査結果報告書を発送する場合に使用することがあります。

また、依頼葉書や調査票には、調査主体側の連絡先電話番号を明記し、問い合わせやクレームに対応する体制を取っています。

* 個別面接調査とは、調査員が直接、調査対象者に面接して、質問に答えてもらう調査法。
† 留め置き調査とは、調査員が調査対象者を訪ねて調査票への記入を依頼し、後日、記入済みの調査票を受け取る調査法（国勢調査と同様の方法）。また、回収を郵送で依頼する場合もある。

‡ 郵送（郵送配布・郵送回収）調査とは、調査票を対象者に郵送し、記入済み調査票を郵便で返送してもらう調査法。

Q：利用した後の個人情報の管理・破棄はどのようなになっていますか。

A：調査票と標本名簿について、それぞれ次のように管理しています。

- ・調査票は、原則として、大学の個人研究室で半永久的に保存しています。
- ・標本（調査対象者）名簿は、調査プロジェクト終了後、シュレッダーによって廃棄するか、大学の個人研究室で保存・管理しています。また、宛名書きソフトなどパソコンに入力した情報は、発送作業終了後、ただちに消去しています。
- ・名簿や調査票が盗まれたという事件は、寡聞にして聞いたことがありません。

Q：個人情報の保護についてどのような取り組みを行っていますか。

A：個別面接調査・留め置き調査の場合と郵送調査の場合に分けて、ご説明いたします。

1) 個別面接調査・留め置き調査の場合：

- ・学生調査員にインストラクションを行い、調査票の管理や、調査によって知り得た情報の管理に特段の注意を払うよう徹底させています。また、学生調査員は身分証明書を常時携帯し、求められれば呈示するよう指導しています。
- ・回収済みの調査票は鍵のかかる倉庫か教授個人の研究室に保管されており、漏洩の可能性はありません。
- ・データそのものは、個人が特定できない形で、コード（数字）化され、電子データ化されます（別紙1参照）。したがって電子データ自体は、万一、漏洩しても、個人を特定することは不可能です。むしろ、学界の共有財産として積極的に公開し、研究者のあいだで共同利用することが求められます。

2) 郵送調査の場合：

- ・返送される記入済み調査票は匿名としていますので、万一、調査票自体が盗まれても個人を特定することは不可能です。
- ・電子データについても、個別面接調査の場合と同様です。

Q：閲覧制度を利用できなくなった場合にどのような影響が生じますか。

A：一定の地域の住民を母集団とした標本調査をする場合、標本抽出の方法を根本的に変えなければなりません。

§たとえば、アメリカ合衆国では、Inter-University Consortium for Political and Social Research（政治・社会調査のための大学間協議会）にデータが保管され、同協議会に加入している研究機関に所属する研究者は、一定の手続きによってデータを利用することができます。

訪問調査の場合には、住宅地図などを利用したブロックサンプリングへと切り替える必要があります。日本ではこれまでほとんど経験がないので、新たに技法を開発したり、その成果にもとづき教科書を改訂したりしなければなりません。

個人情報保護しやすい郵送調査は、住所・氏名の情報を得ることができないので、実施が不可能になると思われます。

Q：制度見直しに対する意見・要望として閲覧制度を存続させるべきか。

A：学術研究や世論調査など、公益に資する目的での閲覧は認められるべきであると考えます。

Q：存続させる場合に、閲覧できる主体と目的をどのように考えるべきか。

A：学術研究の場合、研究者はほとんどの場合、学術機関に所属していますので、学術機関の部局長からの公文書（別紙2参照）によって学術目的の利用を許可するのが適当であると思われます。

そのほか、世論調査機関などによる調査目的の閲覧も認められるべきであると考えます。

Q：個人情報保護の観点からどのような閲覧方法が考えられるか。

A：従来同様、住所、氏名、年齢、性別の四項目にかぎり、閲覧・転記を許可すべきです。

Q：選挙人名簿の閲覧制度についてどう考えるか。

A：住民基本台帳と同様に、閲覧を認めていただきたい。多くの世論調査や社会調査は20歳以上の市民を対象としています。また、世帯構成に関する情報を必要とするケースはまれです。この点、選挙人名簿のほうが、有用です。

また、未成年の保護という観点からも、住民基本台帳よりは選挙人名簿の閲覧が推奨されるべきと考えます。

Q：その他

A：アンケート調査を装った一部の悪質な業者が排除されることで、閲覧制度への信頼、および学術調査への信頼が高まることが期待されます。その意味で、原則公開から原則非公開へという流れは理解できます。

また、学会としても、倫理コードを整備するなど、個人情報保護に配慮した調査方法の

標準的手続きを示す責務があると考え、現在、具体的検討の準備を進めています。(本文書で述べた回答は、あくまで松本個人の経験と見解にもとづくものであり、すべての社会調査がこのような手順で行われているかどうかは、わかりません。しかし、ほぼ、同様の配慮がなされているものと信じております)。

別紙2：選挙管理委員会への閲覧依頼様式の例

平成 年 月 日

〇〇市選挙管理委員会委員長 殿

〇〇大学〇〇学部長
〇〇 〇〇

公印

選挙人名簿の閲覧について（依頼）

下記の通り選挙人名簿を閲覧したいので、よろしくお取り計らい願います。
なお、閲覧内容は、一切公表しないことを念のため申し添えます。

記

閲覧事由：学術調査の標本抽出のため

閲覧日時：平成〇〇年〇〇月××日

閲覧対象：・・・・・・・・

調査責任者：〇〇大学〇〇学部 教授 〇〇 〇〇

閲覧者：〇〇大学大学院〇〇研究科 〇〇 〇〇

以上

2005年6月30日

東北大学大学院文学研究科・文学部において実施される調査および実験に関する内規（案）

東北大学大学院文学研究科調査・実験倫理委員会

本内規案は、東北大学大学院文学研究科調査・実験倫理委員会が策定したものであり、同研究科において現在審議中の文書である。

（趣旨）

第1条 東北大学大学院文学研究科および文学部（以下「文学研究科等」という）に所属する教職員および学生（以下「教職員・学生」という）が、人間を対象として行う調査および実験（以下「調査・実験」という。他部局や他研究機関等に所属する者と合同で行う場合も含む）に関して、倫理的および社会的諸問題に対処するために、基本原則、審議組織、実施手続き等を定める。

（基本原則）

第2条 調査・実験は、以下の各号の原則に則って実施されなければならない。

(1) インフォームド・コンセント（協力を依頼する対象者への情報提供と対象者からの了承）

調査・実験に協力するかしないかを最終的に判断するのは、依頼された対象者である。調査・実験への協力を依頼する際には、その判断にあたり必要十分な情報（実施主体、目的、方法、結果報告の仕方など）を提供し、対象者の理解・了承を得た上で行うこと。

ただし、調査・実験の性格上、やむを得ず事後的にしか調査・実験の目的を明らかにすることができないような場合もあり得る。その場合には必ず、事後的に、なぜ目的を明らかにできなかったのかを説明し、対象者の理解・了承を得ること。

(2) 協力者（対象者）に対して苦痛を与えたり、不快な思いをさせたりしないこと

調査・実験の実施にあたっては、協力者に苦痛を与えたり、不快な思いをさせたりしてはいけな。特に、セクシャル・ハラスメントや差別的な行為などが起こらないように細心の注意を払うこと。

ただし、調査・実験などの目的・性格によっては、やむを得ず多少の精神的負担を協力者に感じさせることが必要になる場合も考えられる。その場合、精神的負担のレベルが日常生活の中で感じる苦痛のレベルに比べて低いものであるようにするとともに、調査・実験に協力することによってこのような精神的負担が生じることについて、上記のインフ

フォームド・コンセントの原則に従って相手の了承を得てから行うべきである。

(3) 個人情報の保護

調査・実験の対象者リスト、調査・実験によって得られた資料やデータは厳重に保管し、不要になった場合には復元ができないような形で廃棄すること。調査・実験の結果の報告にあたっては、対象者の個人情報が特定できないように慎重に行うこと。

ただし、場合によっては、協力者が、論文・報告書などの中で積極的に自分自身のアイデンティティが示されることを望む場合もあり得る。このような場合には、協力者や関係者とよく相談して、適切と思われる対応を取ること。

(4) 研究結果の社会的還元

調査・実験研究によって得られた知見は、広く社会的に共有された知識となるべきものである。調査・実験研究が対象者や協力者を搾取するようなものになってはならない。調査・実験協力者に対してその知見の概要を報告するなどの配慮を行うとともに、出版物等による成果公表に努めること。

(5) 所属する学会等の倫理規定等の遵守

ヘルシンキ宣言をはじめ、学問分野によっては、学会等で、倫理綱領や倫理規定などが制定されており、会員にその遵守を求めていることがある。自分の所属する学会等の倫理綱領・倫理規定等を確認し、それを遵守して調査・実験を行うこと。

(調査・実験倫理委員会)

第 3 条 調査・実験における倫理的および社会的諸問題の発生防止、問題発生時の対処について審議するために、文学研究科調査・実験倫理委員会を置く（以下「委員会」という）。

2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 文学研究科等に所属する教職員・学生が企画する調査・実験について、第 2 条各号の観点から、その実施の可否について審査を行う。

(2) 調査・実験において倫理的および社会的問題が発生した場合の対処方法を審議し、実施する。

3 委員の構成および任期は、次のとおりとする。

(1) 委員は、研究科長が指名する本研究科教職員および本研究科の教職員以外の者若干名とする。

(2) 委員長の選出は、委員の互選による。

(3) 委員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

(調査・実験の実施申請)

第4条 文学研究科等に所属する教職員・学生が調査・実験を実施しようとする場合には、所定の実施申請書を提出して委員会の審査を受け、あらかじめ実施許可を得ておかなければならない。

なお、委員会は必要に応じて申請者に対するヒアリングを実施することができる。

2 実施が許可された調査・実験については、委員会は申請者からの請求に応じて「実施許可証明書」を発行する。

3 教員あるいは研究室の責任で、東北大学に所属する者に対して、授業の一環として行う(卒業論文の制作を含む)調査・実験に関しては、申請の対象としない。

(問題への対処)

第5条 調査・実験において、事故、倫理的および社会的問題、対象者からの苦情等が発生した場合には、調査・実験実施者は、すみやかにその内容を委員会に報告しなければならない。委員会はその対処法を審議し、実施にあたるものとする。

参考資料 5 日本教育社会学会研究倫理宣言

日本教育社会学会および会員は、人間の尊厳を重視し、基本的人権を尊重すべき責任を有している。その活動は、人間の幸福と社会の福祉に貢献することを目的とする。

会員は、学問水準の維持向上に努めるのみならず、教育という人間にとって重要な営みを対象としていることを深く自覚し、自らの行為に倫理的責任をもたなければならない。

会員は、学問的誠実性の原理にもとづき、正直であること、公正であることに努め、他者の権利とその成果を尊重しなければならない。

会員は、専門家としての行為が、個人と社会に対して影響があることを認識し、責任ある行動をとらなければならない。

学会および会員は、この宣言を尊重して行動し、宣言の精神を広く浸透させるよう努めなければならない。

2001年10月8日

日本教育社会学会

参考資料6 日本社会心理学会倫理綱領より

3. プライバシーの保護

会員は、活動の過程で得た資料の中に対象者の個人情報が含まれる場合、活動当事者の責任のもとにその管理に細心の注意を払う。活動の過程で得られた情報は、本来の目的のみに使用する。事前に述べられた目的以外の目的にそれらを使用する場合には事前に対象者の了解を得る。

5. 倫理の研鑽と教育

会員は、活動に関わる上記綱領を十分に理解し、関連諸領域の倫理に関する思想や国内外の関連法規に常に目を向ける。また、社会や活動環境の変化に伴って生じる新たな問題に対応できるように常に心がける。さらに、倫理問題の重要性を後進に強調すると同時に、倫理について自由に語るができる環境作りを目指す。

会員が所属する研究機関は、会員および学生が実施する活動に関して、事前にその倫理性を判断するシステムを作ることを推進する。

平成 17 年 7 月 4 日

学術調査を目的とする住民基本台帳の閲覧のあり方について

日本社会学会
庶務理事 盛山和夫
(東京大学文学部 教授)
庶務理事 長谷川公一
(東北大学文学部 教授)

1. 学術調査のための閲覧の必要性

(1) 科学的な調査研究

- ・正確さが求められる標本抽出法
- ・調査目的により、住民基本台帳を利用するときと選挙人名簿を利用するときとに分かれる
- ・電話調査による代替の不可能性
- ・調査対象に青少年を含める場合

(2) 研究者が学術目的のために独自に調査を行うことの意義

- ・調査に基づく社会科学的研究の社会的意義
- ・既存統計では不十分なこと
- ・研究の独立性
- ・抽出の正確さへの学術上の責任があるので、自治体の側が抽出したリストを利用する方式は取れない

2. 学術調査における個人情報保護のための取り組み

(1) 対象者名簿及び、回収調査票の厳重な保管あるいは廃棄

(2) 調査実査における管理

- ・質問内容と質問文(調査項目と内容)
- ・調査員へのインストラクション
- ・インフォームド・コンセント
- ・苦情・問い合わせ等への対応

(3) 分析と報告・公表のしかた

- ・統計研究の場合、個人特定は不必要
 - 電子化されたデータには、一般に、個人が特定される情報は残さない。
- ・少数対象の質的調査の場合
 - 一般には、住民基本台帳や選挙人名簿を利用した抽出は行わない。
 - 対象者の選び方のいかんにかかわらず、研究報告の中で個人に関する多くの情報を記す必要がある場合には、対象者に対して十分に事前の説明を行い、了解をうる。

(4) 以上の諸点について、社会調査士資格認定機構を中心とする「倫理綱領」の制定。

日本社会学会でも昨年度から委員会を設けて早期制定を予定。

3. 学術調査のための閲覧を適正に管理するしくみについて(個人的見解)

(1)現状及び将来の危惧

- ・閲覧申請に対する対応が自治体によって異なるため、均質的な全国調査を実施することが困難になりつつある。
- ・かりに、学術調査に対しては原則許可と法令レベルで決められたとしても、自治体のレベルではそれぞれの観点から厳しい条件を設けることが予想される。
- ・学術調査を偽った申請が増大する危険。

(2)学術調査のための閲覧を識別し、学術調査の適正な利用を確保するために考えられること

- a. 調査と調査主体に対して、学術機関(大学等)あるいは登録学術団体(学会等)による審査・認定。
 - 学術機関に審査・認定の機能を予定する場合、各機関に専門の委員会等が必要。
- b. 審査・認定を行う主体についても、何らかの形でどこかに登録するようにするか、あるいは新しく設立することも考えられる。
- c. 上記aの認定を受けた調査については、自治体の閲覧許可がえられやすいしくみを作る。
- d. 虚偽申請や不正な利用等があった場合、何らかのペナルティを設ける。
- e. 以上について、制度の検討が望まれる。
 - 何らかの主務官庁による統轄が必要か
 - 国勢調査等の官庁統計も含め、統計調査におけるプライバシーへの配慮のしかたについて、一般の誤解を解消するとともに、誤解を生まないための方策